R8 市単公下第 303 号枝線管渠工事

筑西市公共下水道事業

特 記 仕 様 書

令 和 8 年 度

筑西市公共下水道事業共通仕様書

１．工事の準拠

本工事は，茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書，下水道土木工事共通仕様書（案）（国土交通省 都市・地域整備局下水道部）によるほか，本仕様書によるものとする。ただし，本仕様書と共通仕様書の内容が重複又は相違する場合は本仕様書が優先する。

本仕様書並びに共通仕様書に明示されてない事項については，「下水道施設設計指針と解説」をはじめ，各仕様書，指針その他技術的に認められた方法，基準に従い監督職員の承認を得た後，施工しなければならない。

２．提出書類

受注者は，本工事契約後７日以内に「工程表」を作成し，監督職員と技術的打合せを行い，速やかに「施工計画書」を提出しなければならない。

受注者は，施工計画書を遵守し，工事の施工に当らなければならない。この場合，受注者は施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また，監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には，追記するものとする。ただし，受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

（１）工事概要
（２）計画工程表
（３）現場組織表
（４）安全管理
（５）指定機械
（６）主要資材
（７）施工方法（主要機械，仮設備計画，工事用地等を含む）
（８）施工管理計画
（９）安全管理
（10）緊急時の体制及び対応
（11）交通管理
（12）環境対策
（13）現場作業環境の整備
（14）再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
（15）その他

※ 施工計画書の内容に変更が生じた場合には，その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について，変更施工計画書を提出しなければならない。

３．工事実績情報サービスの登録

工事請負代金額が，500 万円以上の工事については，工事実績情報サービス（CORINS）に登録するため，「登録のための確認のお願い」を作成し，監督職員に内容の確認を受ける。署名捺印をもらって登録を行ったら「登録内容確認書」をダウンロードし監督職員に提示する。

変更登録は，工期，技術者に変更が生じた場合に行うものとし，工事請負代金のみの変更の場合は，原則として登録を必要としない。

ただし，変更時と竣工時の間が 10 日間に満たない場合は，変更時を省略することができる。

４．監督職員

監督職員がその権限を行使するときは，書面により行うものとする。ただし，緊急を要する場合は監督職員が，受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われる場合には，後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

５．現場代理人の兼務

設計金額が 4,500 万円（税込）未満の建設工事については，２件までの兼務を認めることができる。ただし，建設工事の運営，取締り又は権限の行使等において支障があると認める場合は，この限りではない。

６．工事の着手

受注者は，設計図書に定めのある場合の外，特別な事情がない限り工事開始日後 30 日以内に着手しなければならない。

７．工事の下請負

下請負の工事がある場合には，受注者は発注者に下請負人通知書を提出しなければならない。その他，監督職員より提出の指示があった場合には速やかに提出するものとする。

受注者は，下請負に付する場合には，次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（１）受注者が，工事施工につき総合的に企画，指導及び調整するものであること。

（２）下請負人は，当該下請負工事の施工能力を有すること。

８．施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図

受注者は，その請負代金の額にかかわらず，下請負契約がある場合においては，施工体制台帳，再下請負通知書，施工体系図を現場ごとに作成して備え付け，変更が生じたときは，速やかに更新して，写しを監督職員に提出しなければならない。

特定建設業者で，公共工事に係る下請負契約の総額が，5,000 万円以上（建築一式工事については，8,000 万円以上）となる場合は、「建設業法」においては主任技術者に代えて監理技術者を配置するとともに，施工体制台帳，再下請負通知書及び施工体系図を作成し，工事現場ごとに備え置かねばならず，さらに「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」においては，公共工事に限り施工体制台帳の写しを発注者に提出し，かつ，施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

９．官公庁等への手続き等

１）受注者は，工事期間中，関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

２）受注者は，工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を，法令，条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし，これにより難い場合は監督職員の指示を受けなければならない。

３）受注者は，工事の施工にあたり，地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

４）受注者は，地方公共団体，地域住民等と工事施工上必要な交渉を自らの責任において行うものとする。受注者は，交渉に先立ち，監督職員に事前報告のうえ，これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

１０．事前調査

１）路線測量を詳細に行い中心線，地盤高，距離についての成果を監督職員に報告しなければならない。

２）地下埋設物等については，十分調査し正確な位置を把握しなければならない。詳細な埋設物の調査が必要な場合は，監督職員と協議のうえ試験掘りを行わなければならない。

３）路線周囲における家屋の状態を十分に把握し，工事の施工に伴う影響等について事前に検討しておかなければならない。

４）工事施工区間の地質状況を十分に把握し，また，路線付近の家屋におけ

る地下水の利用状況についても調査しなければならない。

１１．隣接工事との調整

受注者は，他の建設工事に隣接輻輳して土木工事を施工する場合には連絡調整を密に行うものとする。

１２．工事施工

１）管路掘削

・受注者は，床掘り仕上げ面の掘削においては，地山を乱さないように，かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

・受注者は，構造物及び埋設物に近接して掘削するにあたり，周辺地盤のゆるみ，沈下等の防止に注意して施工し，必要に応じ，当該施設の管理者と協議のうえ防護措置を行わなければならない。

２）管路埋戻

・受注者は，埋戻しを施工するにあたり，管の両側より同時に埋戻し，管渠その他の構造物の側面に空隙を生じないようよう十分突き固め，特に管の周辺及び管頂３０㎝までは，特に管に影響を与えないように注意して締固める。また，ローラー等の重機は，管頂から 50 ㎝以上埋戻した後使用する。

・受注者は，埋戻しを施工するにあたり，設計図書に基づき，各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように，必ず人力及びタンパ等により十分に締固めなければならない。また，一層の仕上がり厚は，20 ㎝以下を基本とし埋戻さなければならない。

・受注者は埋戻しを施工するにあたり，埋戻し箇所の残材，廃物，木くず等を撤去しなければならない。

・受注者は，埋戻し材料について，良質な土砂又は設計図書で指定されたもので監督職員の承諾を得たものを使用しなければならない。

・受注者は，埋戻しの施工にあたり，土質及び使用機械に応じた適切な含水比の状態で行わなければならない。

・受注者は，掘削溝内に埋設物がある場合には，埋設物管理者と協議に基づく防護を施し，埋設物付近の埋戻し土が将来沈下しないようにしなければならない。

３）発生土処分

・受注者は，発生土処分にあたり，発注者の指定したストックヤードに運搬，処分する。ストックヤードに土砂を搬入する時は，搬入前及び完了時に，土砂中に異物混入がないことを確認する。その場合には監督職

員の立会をうけるものとする。

・受注者は，掘削発生土の運搬にあたり，運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに，積載量を超過してはならない。

4）土留工

・受注者は，地盤を掘削する場合においては，掘削の深さ，掘削を行っている期間，当該工事区域の土質条件，地下水の状況，周辺地域の環境条件等を総合的に勘案して，土留め工の型式を決定し，安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならない。

　この場合、切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き，掘削の深さが１．５ｍを超える場合には，原則として，土留工を施すものとする。１．５ｍ以内の場合においても，地山が崩壊するおそれがある場合には土留工を施すものとする。また、掘削深さが４ｍを超える場合，周辺地域への影響が大きいことが予想される場合等重要な仮設工事においては，親杭横矢板、鋼矢板等を用いた確実な土留工を施さなければならない。

5）保管

・受注者は，硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を保管するときは，シート等の覆いをかけ，管に有害な曲がりやそりが生じないように措置しなければならない。

・受注者は，管等の取扱い及び運搬にあたって，落下，ぶつかり合いがないように慎重に取扱い，放り投げるようなことをしてはならない。また，管等と荷台との接触部，特に管端部には，クッション材等をはさみ，受け口や差し口が破損しないように十分注意しなければならない。

6）管布設工

・硬質塩化ビニル管及び強化プラスチック複合管を切断，せん孔する場合、寸法出しを正確に行い，管軸に直角に標線を記入して標線に沿って，切断，せん孔面の食い違いを生じないようにしなければならない。なお，切断，せん孔面に生じたばりや食い違いを平らに仕上げるとともに，管端内外面を軽く面取りし，ゴム輪接合の場合は，グラインダー・やすり等を用いて規定（１５°～３０°）の面取りをしなければならない。

・受注者は，管の布設にあたって，所定の基礎を施した後に，原則として上流の方向に受口を向け，他方の管端を既設管に密着させ，中心線，勾配及び管底高を保ち，かつ漏水・不陸・偏心等が生じないように施工しなければならない。

・圧送管については，配管完了後，所定の圧力を保持する水圧試験を行

わなければならない。

7）マンホール削孔接続

・既設部分への接続に対しては必ず，既設管底高及びマンホール高を測量し，設計指示高さとの照査をし監督員に報告しなければならない。

・受注者は，既設マンホールその他の地下構造物に出入する場合，必ず事前に滞留する有毒ガス，酸欠乏空気等に対して十分な調査を行わなければならない。

8）ます設置

・ます深さを決定する場合，宅地の奥行き・宅地地盤高などを調査し，排水管の内径及び勾配を考慮しなければならない。

・ますの設置の際には，必ず住民に設置場所を確認し，私有地に入る際は所有者の許可を得ること。

9）取付管

・受注者は，取付管布設工については，工事着手前に使用者と十分打ち合わせて位置を選定し，取付管は，汚水が停滞しないように，線形，勾配を定めてかつ漏水が生じないよう設置しなければならない。

１０）舗装復旧

・受注者は，路面復旧完了後，すみやかに既設の区画線及び道路標識等を原形に復旧しなければならない。

１１）殻運搬

・受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあっては，廃棄物管理票（マニフェスト）により，適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提出しなければならない。

１３．施工管理及び写真監理

本工事の施工管理は，監督職員の指示による外，茨城県土木工事施工管理基準，下水道土木工事施工管理基準及び規格値（案），下水道土木工事写真管理基準（案）（国土交通省 都市・地域整備局下水道部）によるものとする。

１４．交通安全管理

受注者は，工事用運搬路として，公衆に供する道路を使用するときは，積載物の落下等により，路面を損傷，あるいは汚損することのないようにするとともに，特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。

１５．借地手続き

現場事務所，資材置場等の借地手続きは受注者が行うものとする。また，民有地等への返却にあたっては，原形復旧を原則とし，その後の利用に対し，支障のないよう地権者立会いのもとに返却しなければならない。

１６．事故発生時の措置と原因調査

本工事の施工により事故が発生し，公衆に危害を及ぼした場合には，受注者は直ちに応急措置及び関係機関への連絡を行うとともに，速やかにその原因を調査し，類似の事故が再発しないよう措置しなければならない。

１７．建設業退職金共済事業証紙標準購入状況報告書

1 件の工事請負代金額が 500 万円以上の工事については，金融機関で建設業退職金共済証紙を購入して建設業退職金共済事業証紙標準購入状況報告書に掛金収納書を貼付して提出する。

共済証紙は，標準購入額が示されているが，就労予定労働者数を算出して必要枚数を購入すればよい。ただし，標準購入額の 80%以下となったときは，理由や算出根拠を明示しなければならない。

標準購入額　土木工事　（工事請負代金額－消費税）× 3.5／1000

リサイクル建設資材に関する特記仕様書

使用する資材は，リサイクル建設資材の率先利用を図るため「茨城県建設資材率先利用指針」を遵守し，認定資材の利用に努める。

なお，本工事では次の認定資材を特定の理由がない限り使用するものとする。

受注者は，設計で新材が指定されている場合においても，Ａグループに区分された認定資材に代替えできる場合は，積極的にこれに努め，代替する旨について，施工計画書提出時に文書で提出し監督職員の承諾を得なければならない。

また，受注者は，設計認定資材が指定されている場合で，その調達が困難な場合は，他の認定資材または，新材に変更するものとし，その旨を文書で監督職員に提出し承諾を得なければならない。

施工箇所 （工種）	認定資材の品目・細目等	規格・寸法等	再生原料等 の指定
表層工	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒	溶融スラグ
基礎工 路床入替工	再生路盤材（再生砕石）	RB-40	
路盤工	再生路盤材（再生砕石）	RC-40	
排水管 ・継ぎ手	再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手 （リサイクル管：AS58） （リサイクル三層管：JIS K 9797,9798） （硬質ポリ塩化ビニル管：JIS K 6741） （下水道用硬質塩化ビニル管：JSWAS K-1）	φ200 φ150	

一般工事用建設機械特記仕様書

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は，「建設機械に関する技術指針」に基づき，排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。また，現場代理人は，排出ガス対策型を使用する場合，使用する建設機械の写真撮影を行い，監督職員に提出するものとする。

なお，調達が困難な場合は，その旨の理由書を監督職員に提出し承認を受けること。その場合，機種によっては契約変更の対象にするものとする。

対象機種一覧

- バックホウ
- ロードローラ
- タイヤローラ
- 振動ローラ
- 油圧ユニット
- ブルドーザ
- 発動発電機（可搬式）
- 空気圧縮機（可搬式）
- トラクタシャベル（車輪式）
- ホイルクレーン（ラフテレーンクレーン）